

令和8年度乳幼児期の家庭教育支援啓発資料・動画企画制作等業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度乳幼児期の家庭教育支援啓発資料・動画企画制作等業務

2 業務目的

県では、乳幼児期（0～5歳）の子供を持つ保護者に対して、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方や子供との関わり方で大切な視点などを伝えるため、家庭でよくある場面をテーマに取り上げた啓発資料や動画を、県ホームページや関係施設での紙面配布等により提供している。本業務は、乳幼児期における教育の重要性について、乳幼児のいる保護者や世帯ならびに妊娠中の方等に対し、広く普及啓発を図ることを目的とする。民間事業者の専門知識・ノウハウを活用した効果的な情報発信により、保護者の育児に関する理解促進と行動変容を促すものとする。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務の重点ターゲット

乳幼児期（0～5歳）の子供を持つ子育て世代の保護者（以下「乳幼児期の保護者」という。）

5 委託業務内容

(1) 啓発資料リーフレット企画・制作

6種類（0～2歳児保護者向け（3種類）、3～5歳児保護者向け（3種類））の企画・制作（デザイン、レイアウト、コピーライティング、イラスト作成）

(2) 啓発資料動画企画・制作

(1)で作成した啓発資料の動画6種類（0～2歳児保護者向け（3種類）、3～5歳児保護者向け（3種類））の企画・制作

(3) デジタルデータの提供

(4) リーフレット等の印刷（1回目制作分の2種類のみ。2回目・3回目制作分の印刷は、本委託業務に含まない。）

(5) リーフレット等の仕分け・梱包・発送業務（1回目制作分の2種類を同時発送する。2回目・3回目制作分の仕分け・梱包・発送は、本委託業務に含まない。）

(6) 読者の意識・行動変容に関するアンケート調査【独自提案】

6 委託業務内容の詳細

(1) 啓発資料リーフレット企画・制作

ア 規格

PDFデータ。ただしA4版（両面）・2つ折り（A5仕上げ）・カラー多色での印刷が可能なものとする。

イ 納品時期

1回目：令和8年10月の指定した日（0～2歳児保護者向け1種類、3～5歳児保護者向け1種類）

2回目：令和8年12月の指定した日（0～2歳児保護者向け1種類、3～5歳児保護者向け1種類）

3回目：令和9年2月の指定した日（0～2歳児保護者向け1種類、3～5歳児保護者向け1種類）

ウ その他

- ・ 県が指示する構成内容について、保護者の共感的な理解や実践してみようという意欲、子供との関わりにおける行動変容を引き出すよう、分かりやすく親しみやすい啓発資料を企画・作成すること。企画に関する詳細は、別紙「企画提案公募用参考資料」を参照すること。

- ・ 保護者の視点で、読んでみたいと思うようなデザイン構成とすること。
- ・ イラストレーターは県が指定する（謝金 1 カット 5,000 円で 45 カット程度（啓発資料 6 種類合計）を想定）。
- ・ コラム等を執筆する専門家は県が指定する（謝金 1 コラム 6,050 円で 6 コラム（啓発資料 6 種類合計）を想定）。
- ・ 教育的内容を監修する専門家は県が指定する（謝金 1 時間 6,050 円で 9 時間（啓発資料 6 種類合計）を想定）。
- ・ 原則、ラフ案・3 回の校正・制作者内部校正・色校正を行うこと。

(2) 啓発資料動画企画・制作

ア 規格

- ・ 啓発資料の各動画 15 秒程度 6 種類を作成する。
- ・ スマートフォン及び PC からの視聴に適した動画データ（MP4 形式）とする。
- ・ YouTube 及び SNS での広報にそれぞれ適した比率（タテ型）とし、解像度はハイビジョン以上とする。

イ 納品時期

それぞれ(1)で制作する啓発資料リーフレットを納品した日の 1 か月後の納品とする。

ウ その他

- ・ 動画の加工・編集、ナレーション、音楽・音楽効果、スーパー・テロップ等の挿入等の編集作業を行うこと。企画に関する詳細は、別紙「企画提案公募用参考資料」を参照すること。
- ・ 各回、完成までに県による内容確認及び校正の指示の機会を複数回設けること。

(3) デジタルデータの提供

下記のデータについて、県へ提供すること。

- ア (1)で作成した啓発資料リーフレットについて、全体及び各ページの PDF データとロゴ、イラスト、表等の画像データ（JPEG 又は PNG）。
- イ (2)で作成した啓発資料動画について、動画データ（MP4 形式等、Web 公開・動画配信サイト等への投稿に適したデータ形式）。

(4) リーフレット等の印刷

下記のとおり、令和 8 年 10 月発行予定の 1 回目制作分 2 種類を印刷する。

※ 2 回目・3 回目制作分の印刷は本委託業務に含まない。

ア 規格

【リーフレット】

A 4 判（両面）・2 つ折り（A 5 仕上げ）・カラー多色・マットコート紙 57.5 kg・簡易色校正

【送付通知・アンケート回答依頼】

A 4 判（片面）・単色・上質紙又は再生紙

イ 印刷部数

- ・ 0-2 歳児保護者向け啓発資料リーフレット：35,000 部
- ・ 3-5 歳児保護者向け啓発資料リーフレット：70,000 部
- ・ 園所への通知文：1,024 部
- ・ 保護者へのアンケート回答依頼文：102,780 部

(5) リーフレット等の仕分け・梱包・発送

(4)で印刷した 1 回目制作分リーフレット等について、下記のとおり仕分け・梱包・発送を行う。

※ 2 回目・3 回目制作分の仕分け・梱包・発送は本委託業務に含まない。

ア 幼稚園・保育所・認定こども園への発送（上記(4)イの一部）

啓発資料リーフレット（2 種類）、送付通知及びアンケート回答依頼を「幼稚園・保育所・認定こども園配付数一覧（別添 1）」に示した園・所別に仕分け梱包し、それぞれの園・所に発送する。

送付先：1,024 園所等

イ 県教育委員会事務局への納品（上記(4)イの一部）

(4)イで印刷した部数のうち、(5)アで各園所へ送付した残部について、全て県教育委員会事務局学び

の変革推進部乳幼児教育支援センターへ納品する。

ウ 納入期限

県が指示する発行日までにそれぞれの発送先に到達するよう発送するものとする。

(6) 読者の意識・行動変容に関するアンケート調査【独自提案】

ア 実施目的

配付した啓発資料（リーフレット・動画等）の効果を測定し、翌年度以降の施策に反映させるため、資料を読んだことによる保護者の意識・行動変容を捉える追跡アンケートを実施する。

イ 調査手法

オンラインアンケートを年3回、各回2段階（読後直後の「初期調査」及び、一定期間経過後の「追跡調査」）に分けて実施する。

ウ 提案を求める事項

本調査を実効性のあるものとするため、以下の内容について具体的かつ実現可能な取組を提案すること。

- ・ 初期調査から追跡調査への移行・追跡をスムーズに行うためのシステム構築や仕組みの提案。
- ・ 追跡調査における回答離脱を防ぎ、高い回答率を維持・増加させるための工夫やインセンティブに関する提案。
- ・ 意識変容・行動変容を的確に測定するための、設問設計や分析手法に関する提案。

（参考）令和7年度アンケート回答数：1,772件（※従来の読後直後アンケートのみの実績）

(7) その他

ア デザイン、イラストレーター、専門家及びナレーターへの依頼、データの作成、編集、校正に係る一切の費用は受託者負担とする。

イ 企画・制作に当たっては、あらかじめ作業工程表を提出すること。

ウ 各回の委託業務が完了したときは、その都度速やかに、別紙様式「委託業務報告書」を提出すること。

7 支払いについて

支払いについては、次のとおりとする。

1回目	1回目（10月啓発資料、その動画作成成分及び印刷・仕分け・梱包・発送）に要する金額
2回目	2回目（12月啓発資料及びその動画作成成分）に要する金額
3回目	3回目（2月啓発資料、その動画作成成分及び支払い残額）に要する金額

8 留意事項

(1) 企画会議（掲載内容の事前協議）に、担当者を出席させること。

(2) 上記に限らず、臨時的・突発的に打合せをする必要が生じた場合には、広島県の求めに即時対応すること。

(3) 受託者（イラストレーターを含む。）が作成したデザイン及びイラストを含む本業務の全ての成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は広島県に帰属するものとし、受託者（イラストレーターを含む。）は、本件成果物の利用について著作者人格権を行使しない。

また、広島県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。

(4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(6) 独自提案により広告を実施する場合、以下のことに留意すること。

ア ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。

イ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

ウ その他広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」「アドフラウド」についても、県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

(7) その他、本仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。

(別紙様式)

令和8年度乳幼児期の家庭教育支援啓発資料動画企画制作等業務に係る委託業務報告書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

(受託者)

1 回次

- 1 回目 (10 月啓発資料及びその動画作成分)
- 2 回目 (12 月啓発資料及びその動画作成分)
- 3 回目 (2 月啓発資料、その動画作成分及び支払い残額)

2 委託業務の実績

業務内容	完了年 月 日	備考
啓発資料作成 動画作成 印刷 仕分け・梱包・発送 アンケート調査	令和 年 月 日	

※不用の文字は消すこと